

いつまでも住み慣れた地域で 安心して暮らしていくために

～権利を守ること(権利擁護)について～

健康福祉課・地域包括支援センターでは、高齢者のみなさんが住み慣れた地域で安心した生活を続けられるように、権利を守る(権利擁護)取り組みをしています。

●認知症などにより判断能力の低下している方、将来的に心配な方を支援します

現在、認知症などで判断能力が低下して、財産の管理や日常生活上の契約などに不安のある方に対し、成年後見制度などを紹介したり手続きの支援等を行ったりしています。また、将来、認知症などにより判断能力が衰えた場合に備えて、あらかじめ後見人を決めておくこともできます。(任意後見制度)

「成年後見制度とは…」

認知症や様々な障がい等により判断する力が十分でない方が、財産管理や日常生活での様々な契約を行う時に、判断が難しく不利益をこうむったり悪質商法の被害者となることを防ぎ、権利と財産を守り支援する制度です。

●悪質な訪問販売等による被害を防止します

高齢の方を狙った消費者金融や、悪質な訪問販売、住宅リフォームなど、弱みにつけこんで財産を奪ってしまう事件が増えています。あやしいと思ったり、被害にあった時には、すぐにご相談下さい。町民生活課や消費生活センターと協力して、適切なサービスが利用できるよう支援します。また、成年後見制度の利用が必要と判断した場合の支援も行います。

●虐待を防止します

虐待を発見した場合の通報、本人や養護者(介護者)などからの相談を受けて、他の関係機関と連携して高齢者の権利を守ります。法律では、虐待に気づいた人は、市区町村への通報義務が定められています。早期に発見し、専門機関が関わることで、虐待の深刻化を防ぐことができます。虐待を発見したり、虐待があると思われる時は連絡してください。※通報者が誰であるか等の個人情報を守られます。

成年後見制度ってなあに？



養護者(介護者)が介護により心身共に疲労し、追い詰められていることも虐待の原因の一つにあげられています。虐待をした介護者に対しても、介護の負担やストレスを軽減するためのサービスを紹介したり、情報を提供しますので、ご相談ください。

その他、介護に関する相談や心配事、健康や福祉、医療や生活に関することなど、お気軽にご相談ください。